

破綻した国主導の“利益誘導型原子力立地政策”

久米三四郎、1996年7月24日

1. 立場

大学では「核化学」という原子力の基礎分野で研究と教育に従事。

一方で、原子力施設の設置に反対してきた各地住民の「助っ人」として、30年近く原子力政策を批判し続けてきた者。

2. 「円卓会議」の評価

一昨年6月に原子力委員会が策定し政府が決定した「原子力の研究・開発及び利用に関する長期計画」に基づく原子力政策の誤りは明白である。そのことを曖昧にしたままでの「会議」は、2年前の「長期計画改訂に関するご意見をきく会」同様、「大山鳴動してねずみ一匹」に終るだろう。

3. 発言主テーマ

原子力政策の重要な誤りの一つである原子力施設立地政策について

4. 「利益誘導型立地政策」の破綻を端的に示す原子力発電所新規立地の現状（資料1）と、相変わらずの国の姿勢（資料2、3）

5. 国主導の“利益誘導型立地政策”の成り立ち

国と立地点自治体双方の“阿吽（あうん）の合意”

国：「国が産業設備の設置者等の安全確保責任の全部又は一部を肩替りしたり、又は、設置者等に代わってその安全性を国民に対して直接保障するようなことまでするものではない」ことを知りながら、

「原子力施設の安全は国が保障する」かのように振舞う。

地元自治体：国から給付されるのは“危険手当・迷惑料”であることを知りながら、

「安全は国に任せて“国策”に協力し、頂けるものは頂こう」と。

6. 立地点周辺住民の根源的な問いかけと、それに対する国の回答

住民の問いかけ：

「原発がそんなに安全なものなら、どうして電気を沢山使う東京や大阪に作らないのか？」

「国の『立地審査指針』にも、『原子炉の周囲は、原子炉からある距離の範囲は非居住区域であること。非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること』と、はっきり書かれているではないか？」

国の回答：

「事故の評価の結果として、非居住区域とか低人口地帯に必要な範囲というのは、全部敷地のなかに事実上入ってしまっている。（だから東京にも立地可能だが）必要な敷地が都心に確保できるかどうか私には判断が付きません」と。

（伊方原発設置許可処分取消請求訴訟，第12回公判(1976.2.26)での
国側内田秀雄証人（当時、原子炉安全専門審査会長）の証言）

7. 「利益誘導型立地政策」によって作られてきた「電力生産は過疎地で、電力消費は都会で」の構図が生み出した「ゆがみ現象」の例

1) 金力・権力の圧力で立地地域の人間関係に深い亀裂

2) 道義的な支持を失った「原子力」

—「輝かしい原子力」から「不潔な原子力」に転落—

①恥ずべき珠洲市での「市長選挙やり直し」

最高裁判決は原子力政策への厳しい警告

②「出力5%で1時間」の変則発電しかできなかった「もんじゅ」を
一人前の発電所と認定し、「発電」どころか一月1億円の「買電」
しかできなくなった施設に年間75億円の固定資産税の大盤振舞。

（資料4）

3) 原子力推進勢力の空虚な「必要・安全宣伝」

地元では；頭上の“子守歌”

電力消費地では；電気は他人まかせで「大量生産、大量消費、大量廃棄」

4) いつまでたっても進まない「情報公開」

地元の「支持勢力」に対する「お上の宣伝」が主で、真に必要な
「双方向の情報公開」はなおざりに

5) 原子力産業の「親方日の丸」的経営体質を助長

「研究開発段階にある『特別の産業』から経済原則の働く『エネルギー産業』に発展しつつある」（通産省「21世紀の原子力を考える」1986.9）
（下線は引用者）

8. 「利益誘導型立地政策」を破綻させた要因

1) 「安全宣伝」の虚構が、次々に明るみに

2) 地域経済環境の変化

3) 地方自治意識の高揚

9. 提案

時代遅れの「電源立地促進政策」の廃止

①「先進国」では、エネルギーの「不足」より「過剰」を案じる時代に

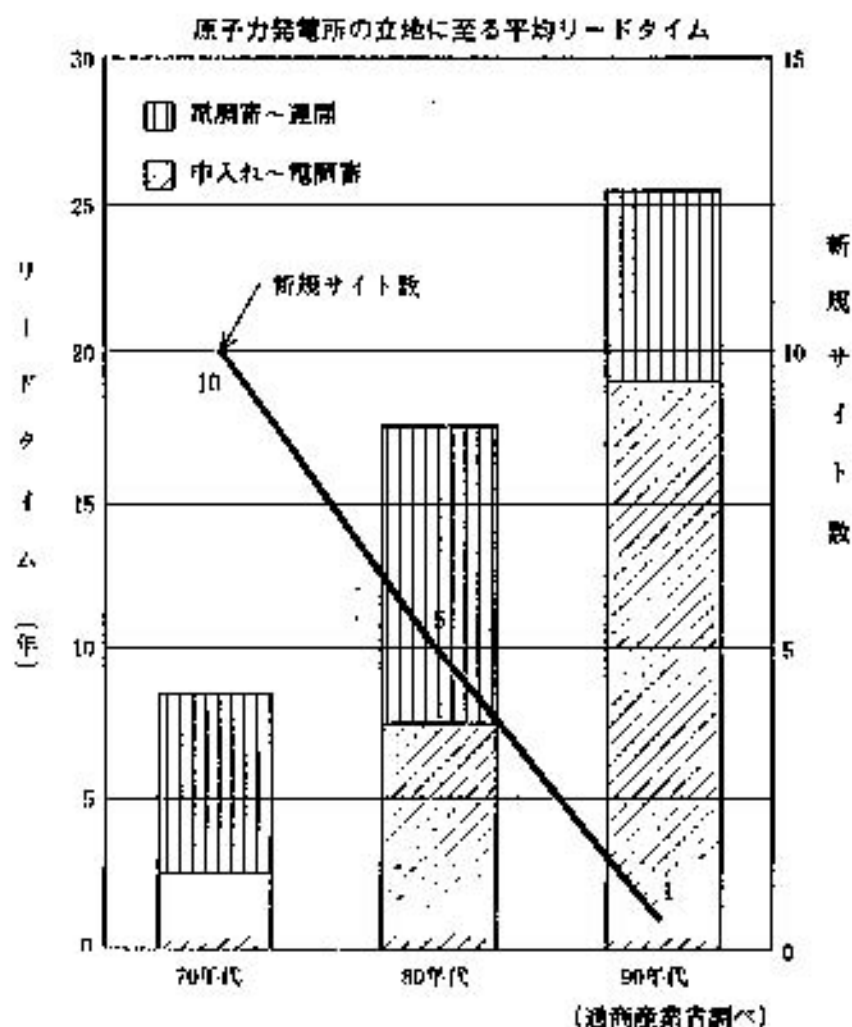
②電力の生産・販売の自由化に向う時代に

資料 1

原子力発電所の立地所用期間

＜原子力発電所＞

運転開始時期	基 数	新規サイト数	新規サイトの 平均リードタイム
1970年代	20	10	8.3年
1980年代	16	5	17.4年
1990年代	15	1	25.7年



(「総合エネルギー調査会原子力部会中間報告」、1994年9月)

資料 2

立地難航に対する国の姿勢

通産省

「新しいサイトの確保が必ずしも順調には進んでおらず、開発に要する期間の長期化が進んでいる。……。電源立地促進策については、例えば、国が地元自治体等とも連携をとりつつ、電気事業者による原子力発電所の地域共生努力を支援する等一層の充実をはかることが重要である。」

（「新原子力エネルギー政策」通産省資源エネルギー庁、1994.9）

原子力委員会

「立地は年々困難になってきており、……。国としても立地円滑化の観点から地元と原子力施設が共生できるよう、関係省庁が一体となって地域の地域振興に一層きめ細かな支援を進めていきます。」

（「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」原子力委員会、1994.6）

原発運転終了まで支給

新交付金の創設検討

通産省

通産省・資源エネルギー

い。

庁は十六日、原子力発電所がある地域の市町村を対象に運転終了まで支給を検討する新たな交付金創設の検討を始めたことを明らかにした。現在の地域振興のための交付金は運転開始後の五年で打ち切られるため地元自治体の不満が強く、こうした不満を解消するのが狙

い。昨年末の高経増額伊原型炉「もんじゅ」の事故以来、強まる原発アレルギーで難しくなっている原発誘致を促進する意味合いもある。発電所の誘致・建設を促進するための電源開発促進税法や「電源三法」に基づく交付金制度には、電源立地促進対策交付金など各種あ

る。電力会社が納めた税金を財源に一九九六年度は、二千二百三十四億円が地元自治体に交付され、道路、福祉施設などの建設に充てられる。このうち地域振興を目的とする電源立地促進対策交付金は、運転開始後五年で打ち切れ、これに大きく依存する地元自治体から

は、打ち切られた分を埋め合わせる新交付金の創設を求め、八月末までに

新交付金の是非を検討し、創設が望ましいとなれば九七年度の概算要求に盛り込む方針だ。

も ん じ ゅ
固 定 資 産 税

予定通り75億円

敦賀市「正当な課税」

敦賀市は、十九日の当初予算案発表で、高速増殖炉原型炉「もんじゅ」からの固定資産税が新年度から予定通り入ることを明らかにした。初年度の税収見込みは約七十五億円。ナトリウム漏れ事故を起し停止中の「もんじゅ」から税が支払われること、「国費の無駄遣い」の訴えも出ていたが、市では税法に照らしても正当な課税だと説明している。

「もんじゅ」の事業費は約六十億円といわれ、その償却資産、土地、建物の評価額の一、四割が固定資産税となる。動力炉・核燃料開発事業団はこのほど、敦賀市に税額が約七十五億円になると申請。新年度に支払われることが決まった。市によると、この種の固定資産税は上場企業の開始などと同様に「事業の用に供することとなった時期」から課税するのが原則。このため商業用原発は一般に「もんじゅ」は研究開発目的の原発で、高速増殖炉（FBR）としては国内初の発電試験を行う役割を担っているため「発電開始と同時に課税対象になる」と判断。国や動燃の了承を得た。「もんじゅ」は昨年八月二十九日に送電試験を始めており、市では「その後、事故で運転が止まっても、課税するのは当然」として、七十五億円のうち、当初予算に組み入れなかった分は「将来に備え財政調整基金に充てたり、補正予算で使うことになる」（坂本直夫総務部長）という。運転再開のメドも立っていない「もんじゅ」から高額な税が支払われることに県内外の市民団体は「それも同様の無駄遣い」と反発しているが、地元では「イネーシタウシ」で税も入らない

のでは踏んだりけったり」との訴えも根強く、税論議は当分続きそう。河野市長は「損益計算を組んだことについて」「せっかくある予算だから、市民のために使いたい。無駄遣いはせず、建設に生かす」と語った。

「福井新聞」1996年3月1日号

「毎日新聞」

1996年1月31日号

電気食う食うわ

発電して
ないのに 一日2万5000世帯分も

ナトリウム火災を起して
た福井県敦賀市の高速増殖炉「もんじゅ」は、事故後まったく発電していないのに、毎日一晩家庭（四人家族）約二万五千世帯分に当たる電力を消費していることが三十日、分かった。
もんじゅは、冷却材として使用しているナトリウム約七千トンが固まらないよう、常に電気ヒーターで約二百度に温めている。運転時は、自らの発電で必要電力をまかなっていたが、事故後は関西電力から供給される電力が頼り。
動燃によると、消費電力は、運転が停止している十二月二十二日から今年二月一日までで約七億六千万。一時だったという。料金は一月で約一億円。

原子力政策円卓会議における発言要旨

平成 8 年 7 月 24 日

東海村長 須藤 高雄

1. 東海村と原子力の係り

昭和 31 年日本で初めて原子力平和利用の研究・開発のため日本原子力研究所を本村に立地して丁度 40 年になる。以後、動燃事業団、日本原子力発電㈱をはじめ多くの原子力施設が立地し、現在、14 の原子力施設と安全協定を締結し、事業活動を展開し、日本の原子力センターを形成している。

2. 東海村の変遷

	昭和 30 年	現 在
人 口	11,500 人	33,000 人
就業構成		
第一次産業	75.2%	8.0%
第二次産業	7.7%	39.0%
第三次産業	17.1%	53.0%

3. 本村の原子力安全行政に対する取り組み

昭和 46 年	茨城県東海地区環境放射線監視委員会発足
昭和 49 年	原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（原子力安全協定）締結
昭和 59 年	再処理及び照射後試験のための使用済み燃料の輸送の安全確保に関する協定を締結
昭和 61 年	「原子力平和利用推進・核兵器廃絶宣言の村」を議決

4. 国への要望事項

①原子力政策の確立

現在国の原子力政策の基本である原子力長計の短期間での変更やもんじゅの事故発生により国民に大きな不安を抱かせている。早急な原子力政策の再確認と安全性の確認を含めた国民的合意形成を図られたい。

②原子力防災対策の充実

原子力防災対策は、市町村や1県での対応は不可能、国の一元的責任による安全規制と防災対策を明確に位置付けた原子力安全対策特別措置法（仮称）の制定をお願いしたい。

③立地地域への対策強化

やゝもすると新規や増設に重点がおかれ、既存の立地地域に対しての対応が不十分。新規立地地域の住民は必ず既存地域を訪れる。立地地域の恒久的地域振興のため電源三法の抜本的な見直しを図られたい。

④放射性廃棄物の処理処分対策の確立

再処理施設・研究機関・燃料加工施設からの放射性廃棄物の処分は未解決、更に廃炉解体が予想される、将来計画を早急に決定し実行されたい。

⑤核燃料サイクル政策の明確化

資源小国の我が国の貴重なエネルギーとして有効に活用するため、国は核燃料サイクルの推進を政策の基本とすることとしているが、その必要性をもっとわかりやすく国民にも、諸外国にも説明し、理解を得られるよう積極的な対応を要望する。